

学校感染症と出席停止期間

学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

分類	感染症名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、新型コロナウイルス感染症、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・頸下腺・舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後、2日を経過するまで
	結核	症状により、医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 (ウイルス性肝炎、マイコプラズマ肺炎溶連菌感染症、感染性胃腸炎など)	症状により、医師が感染の恐れがないと認めるまで

<学校感染症にかかった場合の手続き>

- ① 医師に学校感染症と診断されたら学生支援班に電話連絡し、公休手続きの方法を確認してください。
学生支援班 TEL 078-794-8132
 - ② 医師の登校許可後、「診断書」または本学指定様式の「学校感染症罹患証明書」を学生支援班に提出し、所定の手続きをとると、出席停止期間は公休扱いとなります。
- ※「学校感染症罹患証明書」は、保健室ホームページからダウンロードできます。